

# 奈良工業高等専門学校共通機器管理センター規程

令和元年10月10日制定

## (設置)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）に共通機器管理センター（以下「センター」という。）を置く。

## (目的)

第2条 センターは、センターに登録される設備機器の学内共用及び管理運営、学外からの利用要請への対応により研究活動の促進及び产学官連携推進を図ることを目的とする。

## (業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため次の業務を行う。

- 一 センターに登録される設備機器の管理運営に関すること。
- 二 設備機器の講習に関すること。
- 三 その他センターに関すること

## (組織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 センター員
- 四 教育研究支援室に所属する技術職員のうち教育研究支援室長が指名する者
- 五 産学交流担当事務職員のうち総務課長が指名する者

## (センター長)

第5条 センター長は、専任教員のうちから校長が指名する。

- 2 センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 校長が必要と認めるときは、センター長に校長補佐（研究推進担当）又は産学協働研究センター長をもって充てることを妨げない。

## (副センター長)

第6条 副センター長は、設備機器を管理する教員からセンター長が指名する。

## (センター員)

第7条 センター員は、設備機器を管理する教員からセンター長が指名する。

## (利用相談への対応)

第8条 設備機器の利用に係る相談（以下「利用相談」という。）があった場合には、センター長、副センター長、センター員及び関係職員とで連絡調整を図り、速やかに相談者に対応する。

- 2 利用相談を受けた教員は、管理する設備機器の稼働状況を確認し、センター長に利用の可否を報告する。

## (設備機器に係る講習会)

第9条 センターは、設備機器に係る講習会を計画・実施するとともに、外部において開催される設備機器に係る講習会にも積極的に参加するものとする。

## (運営委員会)

第10条 センターの管理運営に関する事項は、共通機器管理センター運営委員会（以下「委員会」

という。)において審議する。

- 2 委員会の委員長は、センター長をもって充てる。
- 3 委員会は、第4条の組織をもって充てる。
- 4 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員長)

第11条 委員長は、委員会を招集してその議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、第4条第二号の副センター長がその職務を代理する。
- 3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(事務)

第12条 センターに関する事務は、総務課で行う。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。